

住民税非課税世帯等に対する 「価格高騰重点支援給付金」のご案内

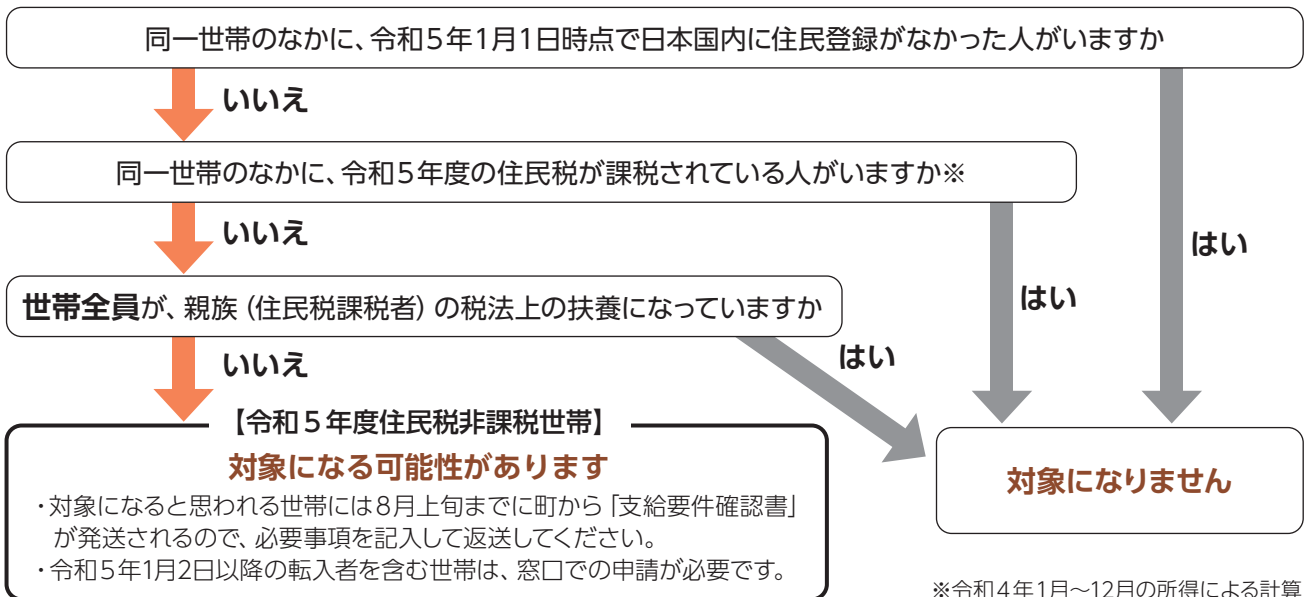
電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税均等割が非課税となった世帯など)に対して、1世帯当たり3万円の現金給付を行います。

▶対象

6月1日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主
※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象になりません。

※令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録がない人を含む世帯は対象になりません。

支給要件確認フローチャート (6月1日の世帯状況による)



※令和4年1月～12月の所得による計算

▶申請方法

令和5年1月1日以前から世帯全員が吉岡町に住民登録されている世帯およびその他町が課税状況を確認できる世帯
支給要件を満たす世帯主の人に「支給要件確認書」を8月上旬までに送付します。通知が届いたら条件に当てはまるか確認し、町に返送してください。

上記以外で令和5年1月2日以降に吉岡町に住民登録された世帯員がいる世帯

課税情報を確認するために申請が必要です。8月7日㊟から受け付けを開始します。

申請に必要なもの

- 申請書(請求書) (8月7日㊟以降に町ホームページからダウンロードまたは窓口で受け取ってください。)
- 本人確認書類の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し
- 令和5年度住民税非課税証明書またはその写し
(現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は異なる世帯員全員分)

▶確認書の返送期限および申請書の受付期限

11月15日㊟ ※消印有効

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

サマージャンボ 7億円
 サマージャンボミニ 3千万円
 当せん者のチャンス広がる!
 7月4日(火)同時発売

Refresh!
 もっと自分らしい働き方
 休み方
 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

ヘルメットを着用しましょう

高校生等自転車用ヘルメット購入補助金

群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること
- ※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。
- ▼ヘルメットの安全基準
 - ・SGマーク
 - ・JCFマーク
 - ・CEマーク
 - ・GSマーク
 - ・CPSマーク
- ・その他町長が認めるもの

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
 ☎26・2243(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金

自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること
- ※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。
- ▼補助金額
 - チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円
- ▼申請に必要なもの
 - 申請書

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
 ☎26・2243(直通)

▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら



後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

- 満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置し、次の全てに該当する人
- 町内に住所を有していること
- 自動車運転免許証を保有していること
- 町税を滞納していないこと
- 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること
- ※申請回数は1人につき1回限り

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

- 申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)
- 装着状況が分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

運転に不安を感じたことはありませんか？

運転免許証の自主返納を支援



返納支援金

5,000円を交付します。

▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取り消し通知書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

運転経歴証明書交付手数料全額支援

運転経歴証明書の交付手数料相当額を交付します。

▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 運転経歴証明書の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

ナンバーディスプレイなど特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



▶対象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▶補助金額

購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

▶申請方法

購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。

問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)